

北九州市公報

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市特定空家等対策審査会規則【建築都市局指導部空き家対策推進室】	3
○ 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正【環境局環境監視部環境監視課】	4
◇ 告 示	
○ 利用料金の額の承認【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	7
○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】	8
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	9
○ 企画競争方式に係る手続の開始【企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課】	10
◇ 上下水道局	
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局総務経営部総務課】	12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市特定空家等対策審査会規則

北九州市空家等の適切な管理等に関する条例第15条の規定に基づき、北九州市特定空家等対策審査会の運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成28年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の対象となる業種の一部について暫定期間を延長した上で、その一部の業種の暫定排水基準を強化することにしました。

この規則は、平成28年7月1日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第62号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北九州市規則第24号）の一部を次のように改正する。

付則別表のほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）の項、ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）の項を次のように改める。

ほう素及びその化合物 （単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30	平成31年6月30日
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40	
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）		
	うわ薬製造業（うわ薬		

	瓦の製造に使用する うわ薬を製造するもので あり、かつ、海域以外 の公共用水域に排水 を排出するものに限る 。)	140	
ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に 関して、1リットルに つきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業 (海 域以外の公共用水域 に排水を排出するも のに限る。)	12	平成31 年6月3 0日
	うわ薬製造業 (ほうろ ううわ薬を製造するも のであり、かつ、海域 以外の公共用水域に排 出水を排出するもの に限る。)		
	電気めっき業 (1日当 たりの平均的な排水 の量が50立方メー トル以上であり、かつ、 海域以外の公共用水域 に排水を排出するも のに限る。)	15	
	電気めっき業 (1日当 たりの平均的な排水 の量が50立方メー トル未満であるもの に限る。)	40	
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物 (単 位 アンモニア性窒 素に0.4を乗じたも の、亜硝酸性窒素及び	酸化コバルト製造業	160	平成31 年6月3 0日
	ジルコニウム化合物製 造業	700	
	モリブデン化合物製造 業	1500	

硝酸性窒素の合計量に 関して、1リットルに つきミリグラム)	バナジウム化合物製造 業	1 6 5 0
	貴金属製造・再生業	2 9 0 0

付 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。